

健康・食育推進プランよこすか (横須賀市健康増進計画(第3次)・横須賀市食育推進計画(第2次)) の中間評価及び計画の改定の概要

1 中間評価等の概要

「健康・食育推進プランよこすか」の計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間であり、5年を目途に中間評価及び必要に応じて一部改定を行うこととしています。

そのため、5年が経過する平成29年度末に向けて、平成29年度中に中間評価及び必要に応じて一部改定を行います。

2 現計画の概要

(1) 計画の構成

①市町村健康増進計画となる「横須賀市健康増進計画(第3次)」(健康増進法第8条第2項)

②市町村食育推進計画となる「横須賀市食育推進計画(第2次)」(食育基本法第18条)

⇒健康と食育は切り離せないことから、両計画を「健康・食育推進プランよこすか」としてまとめました。

(2) 計画の体系

第1章 計画の策定にあたって(計画の理念・経緯と趣旨・位置づけ・期間)

第2章 横須賀市の健康をとりまく現状と課題(人口動態・市民アンケート結果・課題)

第3章 重点目標及び具体的取り組み(めざすべき方向性・計画の体系・ライフステージ別の取り組み・分野別の取り組み・目標値一覧)

第4章 計画の推進に向けて(計画の進行管理と評価)

3 計画期間及び国・県計画との連携

計画		H12～H17		H18～H22		H23～24		H25～H29		H30～H34	
国	健康増進計画	第 1 次 (H12～22)				延長 (～24)		第2次 (H25～34)			
	食育推進計画			第 1 次 (H18～22)		第 2 次 (H23～27)		第 3 次 (H28～32)			
県	健康増進計画		第 1 次（一部改定） (H13～22)			延長 (～24)		第2次 (H25～34)			
	食育推進計画				第 1 次 (H20～24)		第 2 次 (H25～29)				
市	健康増進計画		第 1 次 (H13～17)	第 2 次 (H18～22)		延長 (～24)		健康・食育推進プランよこすか 横須賀市健康増進計画(第3次) 横須賀市食育推進計画(第2次)			
	食育推進計画			第 1 次 (H19～22)		延長 (～24)					

* (国)(県)健康増進計画(第2次)も、5年を目途に中間評価予定

中間評価

4 計画の中間評価・改定方法

現計画の具体的検討作業については、横須賀市保健医療対策協議会から健康増進計画・食育推進計画専門部会へ付託し、健康増進計画・食育推進計画専門部会において検討作業を実施する。

5 策定スケジュール

[illegible]

6 計画の中間評価・一部改定にあたっての視点

(1) 中間評価

- ① 中間評価は 37 の評価指標について、5 年間の変化を把握する。そのうえで、各取り組み状況などを配慮して評価する。

(2) 一部改定

- ① 「基本的な方向」「取り組みの分野」「重点目標」について、国や県の方針変更がない限り変更しない。
- ② 「評価指標」「目標値」「具体的取り組み」について、検討する。
- ③ 新しい目標値について、達成した評価指標は見直す。また、必要に応じて新たな目標値を追加する。

7 改定計画の概要

(1) 計画の構成

現計画の構成から変更なし

(2) 計画の体系（_____部は現計画との変更点）

第1章 計画の改定にあたって（計画の理念・経緯と趣旨・位置づけ・期間）

第2章 横須賀市の健康をとりまく現状（人口動態・市民アンケート結果）

第3章 中間評価と課題

第4章 改定計画（重点目標及び具体的取り組み）（めざすべき方向性・計画の体系・ライフステージ別の取り組み・分野別の取り組み・目標値一覧）

第5章 計画の推進に向けて（計画の進行管理と評価）